

野田ガスの電気[低圧]のご契約にあたり(家庭用)

このたびは野田ガス株式会社（以下「当社」）の電気をお申込みいただき、誠にありがとうございます。

ご契約いただくにあたり、必要となる情報をご案内します。電気需給契約〔低圧〕申込書(以下「申込書」)の別紙の重要事項説明書、
ともにご確認のうえ大切に保管してください。

お申込み前のご確認事項

当社との電気需給契約を締結するご本人（配偶者または親権者含む）がお申込みください。

※未成年のお子さま名義のお申込みを親権者さまが行う場合は、お子さまの同意をいただいたうえでお申込みください。

※成年後見人など法定代理人によるお申し込みは、電話にて承ります。お手数ですが裏目に記載された野田ガスまでご電話ください。

契約アンペアが20A以下の場合は、お申込みいただけません。お申込みを希望される場合は、東京電力株式会社(平成28年4月1日以降は東京電力パワーグリッド株式会社)にご連絡いただき契約アンペアを30A以上に変更する工事が完了した後にお申込みください。

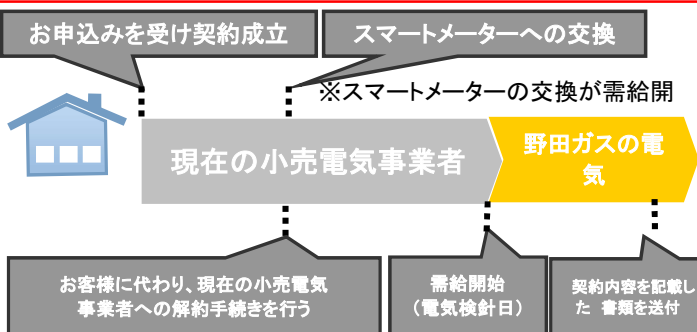
お申し込みの受け付け後、当社電気需給約款にもとづき解約させていただくことがあります。その場合は、当社からお客様へご連絡いたします。当社は東京ガス株式会社(小売電気事業者登録番号A0064)と取次契約を締結し、東京ガスが供給する電気を販売いたします。

お申し込みから需給開始までの流れ

お申し込みの受け付け後、需給開始までの流れは以下のとおりです。

〈現在ご利用の小売電気事業者から当社へ電気を切り替える場合〉

- ①当社がお客様に代わり、現在ご利用の小売電気事業者 への解約手続きなどの所定の手続きを行います
- ②通信機能を有した電気メーター(以下「スマートメーター」)が設置されていない場合、従来型電気メーターをスマートメーターへ交換します。
- その際は、送配電事業者から委託を受けた工事会社よりお客様への日程調整の連絡があります。
- ③一定の期間を経た後の最初の電気の検針日から、需給を開始します。(2016年4月以降順次)
- *スマートメーターの交換が需給開始に間に合わない場合があります。



〈お引越し転入により野田ガスの電気を使用する場合〉

原則として、お客様の希望の日を需給開始日とします。

なお、当社へのお申し込み前から既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を需給開始日とします。

スマートメーターが設置されていない場合、需給開始後にスマートメーターへ交換します。

電気料金のお支払いについて

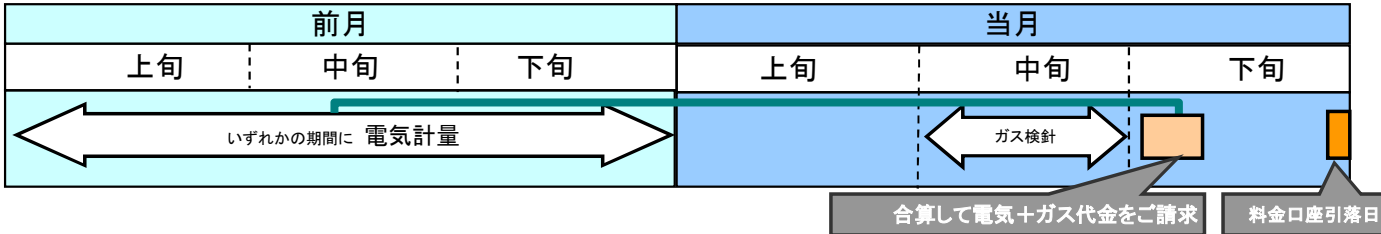
電気料金のお支払いについては以下の通りです。料金メニューは別紙の電気料金表をご確認ください。

〈「ガス・電気セット割」適用のお客様〉

◇請求時期 電気料金は、電気の計量後一定期間を経た後に到来する当社の都市ガス（以下「ガス」）の検針日後に、ガス料金と合算して請求書を郵送いたします。

* 電気料金の支払義務発生日は電気の検針日の属する翌月の【ガス・電気使用量のお知らせ(兼)振替済領収書】発行日となります。

○ご請求イメージ



◇支払期限日 支払義務発生日の翌日より起算して50日目とします。

◇支払方法 ガス料金と合算して請求するため、ガス料金と同じ方法でお支払いいただきます。

個人情報の取り扱いについて

当社は、お客さまの個人情報を、ガス・電気・熱等のエネルギー供給販売事業、小売電気事業者、住宅設備機器・機器の小売業、設備工事業、土木建築工事業、建築リフォーム業、警備防災業、総合リース業、金融・保険業、生活関連サービス業、クレジットカード業、不動産賃貸・管理業、教育支援業、およびこれらに付帯する事業、上記各種事業に関するお知らせのために利用します。また、当社は東京ガス株式会社（小売電気事業者登録番号A0064）と取次契約により東京ガスが供給する電気を販売いたします。その際当社は東京ガス株式会社に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

その他、個人情報の取り扱いについては、当社の「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

「ガス・電気セット割」

以下の条件を満たすお客様からお申し込みを頂き当社が承諾した場合には、本メニューを適用させていただきます。

◇適用条件

- ①当社のガスと電気のご使用場所が同じであること
- ②ガスと電気のご契約者が同じであること(電気の契約者名義の変更に同意していただける場合を含む)
- ③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

◇割引内容

割引内容につきましては、別紙の電気料金表をご確認ください。

◇適用となる電気料金メニュー

ピカぽか1、ピカぽか2、ピカぽか3

クーリング・オフについて(ご家庭のお客さま)

お客様が特定商取引法上の訪問販売または電話勧誘販売により、電気需給契約書等を申し込みまたは契約締結した場合でお客様に本契約の申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ)を行う権利がある場合は、本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面を発したとき、以下のクーリング・オフが発生します。

1. お客様がクーリング・オフを行う場合、お客様は

- ①損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
- ②既にご使用になられた電気にかかわる料金、その他電気需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対面についての支払いを請求されることはありません。
- ③電気需給約款にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合は、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
- ④既に電気需給約款に関連した金額を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。

2. お客様が当社および販売代理店がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または威迫したことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、お客様は、クーリング・オフ妨害解消のために書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面(ハガキ等)にてお知らせください。

簡易書面での送付をお勧めします。

(転送先)

野田ガス株式会社

〒278-0005 千葉県野田市宮崎36

(書面記載内容)

- ①お客様の氏名、住所、電話番号
- ②お申込日
- ③会社名、住所、電話番号
- ④ご契約の料金メニュー名
- ⑤「②の日付の申し込みを撤回します。」
または、「本契約を解除します」

切手

郵便はがき

〒278-0005

野田ガス株式会社
行

千葉県野田市宮崎36

①お客様の氏名 住所
電話番号
②お申込日
③会社名 住所 電話番号
④ご契約の料金メニュー名
⑤「②の日付の申し込みを撤回します。」
または「本契約を解除します」

電気料金およびご使用量のお知らせ方法について

当社は電気料金及びご使用量のお知らせを【ガス・電気 使用量のお知らせ(兼)料金口座振替済領収書】にてガス検針後に郵送いたします。(毎月20日営業日を予定しておりますが、諸事情により郵送が遅れる場合がございます)

その他

- ・本ご案内の詳細および電気需給約款は当社ホームページ「<http://www.nodagas.co.jp>」にてご確認ください。
- ・ご契約の変更やお引越にともなう解約などご不明な点は、野田ガス株式会社までお問い合わせください。

〈ご連絡先〉 野田ガス株式会社 04-7125-0101(代)

受付時間 9:00~17:00 (土曜、日曜、祭日を含む)